方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次の各号に掲げるもの（第三項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。 一・二　［略］ 三　電磁的記録媒体にガスの使用者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法 ２・３　［略］	方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次の各号に掲げるもの（第三項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。 一・二　［略］ 三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体にガスの使用者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法 ２・３　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

（石油需給適正化法施行規則の一部改正）

第十三条　石油需給適正化法施行規則（昭和四十九年通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電磁的記録媒体による手続） **第七条**　次の各号に掲げる届出書の提出については、当該届出書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）を提出することにより行うことができる。 ［削る］	（フレキシブルディスクによる手続） **第七条**　次の表の上欄に掲げる届出書の提出については、当該届出書に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第八のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。
	第四条第二項の石油生産計画の届出書　様式第九 第四条第二項の石油輸入計画の届出書　様式第十 第四条第二項の石油販売計画の届出書　様式第十一 第四条第三項の石油生産計画の届出書　様式第十二 第四条第三項の石油輸入計画の届出書　様式第十三 第四条第三項の石油販売計画の届出書　様式第十四

［削る］	一　第四条第二項の石油生産計画の届出書 二　第四条第二項の石油輸入計画の届出書 三　第四条第二項の石油販売計画の届出書 四　第四条第三項の石油生産計画の届出書 五　第四条第三項の石油輸入計画の届出書 六　第四条第三項の石油販売計画の届出書
［削る］	［新設］
［削る］	［新設］
［削る］	［新設］
［削る］	［新設］
［削る］	［新設］
［削る］	（フレキシブルディスクの構造） **第八条**　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 一　産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ 二　日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
［削る］	（フレキシブルディスクの記録方式） **第九条**　第七条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二五に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式 三　文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式
［削る］	2　第七条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。